

平成 30 年

第 4 回可児市議会定例会議案

平成30年 8 月22日

目 次

認定第1号	平成29年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第2号	平成29年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1
認定第3号	平成29年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第4号	平成29年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第5号	平成29年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第6号	平成29年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第7号	平成29年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第8号	平成29年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第9号	平成29年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第10号	平成29年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第11号	平成29年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第12号	平成29年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第13号	平成29年度可児市水道事業会計決算認定について	7
認定第14号	平成29年度可児市下水道事業会計決算認定について	7
議案第46号	平成30年度可児市一般会計補正予算（第2号）について	8
議案第47号	平成30年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	8
議案第48号	平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	9
議案第49号	平成30年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について	9
議案第50号	可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第51号	可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第52号	可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第53号	可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第54号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	15
議案第55号	教育委員会委員の任命について	16
議案第56号	人権擁護委員候補者の推薦について	17
議案第57号	他の地方公共団体の公の施設の相互利用に関する協議について	18
議案第58号	平成29年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19
議案第59号	平成29年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	20

認定第 1 号

平成29年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年 8 月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 2 号

平成29年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年 8 月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 3 号

平成29年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年 8 月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 4 号

平成29年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年 8 月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第5号

平成29年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第6号

平成29年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

平成29年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

平成29年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

平成29年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

平成29年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

平成29年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年 8月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

平成29年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年 8月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

平成29年度可児市水道事業会計決算認定について

平成29年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年 8月22日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

平成29年度可児市下水道事業会計決算認定について

平成29年度可児市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成30年 8月22日提出

可児市長 富田 成輝

議案第46号

平成30年度可児市一般会計補正予算（第2号）について

平成30年度可児市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

議案第47号

平成30年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

議案第48号

平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

議案第49号

平成30年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

平成30年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

議案第50号

可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 8月22日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年可児市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）<u>第5条第4項第5号</u>の地方活力向上地域において、法第17条の2第1項に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>（以下「整備計画」という。）について同条第3項の規定により認定を受け、当該整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）<u>第5条第4項第5号イ</u>の地方活力向上地域において、法第17条の2第1項に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>（以下「整備計画」という。）について同条第3項の規定により認定を受け、当該整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

可児市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市印鑑条例の一部を改正する条例

可児市印鑑条例（昭和50年可児町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 男女の別</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）について</p>	<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）について</p>

<p>市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>男女の別</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の可児市印鑑条例第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る印鑑の登録から適用し、同日前の申請に係る印鑑の登録については、なお従前の例による。

議案第52号

可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第75
号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第3条 センターの名称及び位置は、次の とおりとする。		(名称及び位置) 第3条 センターの名称及び位置は、次の とおりとする。	
名称	位置	名称	位置
可児市市民公益 活動センター	可児市下恵土5166番地1	可児市市民公益 活動センター	可児市広見一丁目5番地

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

議案第53号

可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 8 月22日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例

可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例（平成16年可児市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別表に掲げる事業（以下「事業」という。）の費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項及び法第96条の4において準用する法第36条の規定に基づき分担金を徴収すること並びに法第91条の2第1項及び法第96条の4において準用する法第36条の2の規定に基づき特別徴収金を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別表に掲げる事業（以下「事業」という。）の費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項及び法第96条の4において準用する法第36条の規定に基づき分担金を徴収すること並びに法第91条の2第1項及び法第96条の4において準用する法第36条の3の規定に基づき特別徴収金を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

議案第54号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
加藤 幸治	可児市徳野南一丁目155番地3

議案第55号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
丹羽 千明	可児市今渡1573番地

議案第56号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
可児 一恵	可児市土田2312番地

議案第57号

他の地方公共団体の公の施設の相互利用に関する協議について

次のとおり可児市及び多治見市の公の施設を相互の住民に利用させるものとする。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 公の施設の名称

可児市及び多治見市の公共下水道施設

2 目的

可児市下切、大森及び松伏二丁目並びに多治見市姫町一丁目から姫町七丁目までにおける市の境界付近の住民の汚水処理を行うため。

3 使用料等の経費負担及び利用の条件

それぞれの公共下水道施設を設置した市の条例、規則その他の規程に定めるところによる。

議案第58号

平成29年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金465,870,897円のうち384,283,404円を
資本金に組入れ、81,587,493円を建設改良積立金に積立てる。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝

議案第59号

平成29年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金547,682,975円を減債積立金に積立てる。

平成30年8月22日提出

可児市長 富田 成輝